

アンカー 訪問看護ステーション
訪問看護（介護予防）重要事項説明書

＜令和 7 年 8 月 21 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社サンコウホーム
代 表 者 名	代表取締役 上口和重
所在地・連絡先	（住所）〒607-8064 京都府京都市山科区音羽八ノ坪36-7 （電話）075-582-9888 （FAX） 075-595-2060

2 事業所の概要

（１）事業所名称及び事業所番号

事業所名	アンカー 訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）〒607-8064 京都府京都市山科区音羽八ノ坪36-7 （電話）075-592-2025 （FAX）075-592-2001
事業所番号	介護保険事業所番号2664190465
管理者の氏名	坪井恵子

（２）事業所の職員体制

ア 訪問看護

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		1、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。
従事する者	3	2	1	1、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2、主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等へ説明を行い、同意を得ます。 3、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。

				4、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。
事務職員	1	1		1、介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	南区、下京区、東山区、山科区 伏見区
------------	--------------------

※ 上記地域以外でも御希望の方は御相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	9:00～17:30

営業しない日	土、日曜日・祝日・年末年始12月29日～1月3日
--------	--------------------------

(5) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとし、土日・祝日は休業とします。
営業時間	9時から17時30分までとします。 但し、24時間体制を取っておりますので、緊急時は24時間対応体制加算、緊急時訪問看護加算にご同意いただいた場合、営業時間外でも対応いたします。 営業時間外の場合には利用料が異なります。（利用料については料金表を参照してください）

3 本サービスの内容及び費用について

(1) 本サービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）や介護予防支援事業所の担当者が作成する「介護予防プラン」に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、次の内容のサービスを提供します。 ① 病状・障害のアセスメントと対応 ② 清拭・入浴介助等による清潔の保持 ③ 日常生活の支援 ④ 心理的な支援 ⑤ 入退院時の支援 ⑥ 社会資源の活用支援 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ 点滴・カテーテル等の管理 ⑨ その他医師の指示による医療処置 ⑩ 褥創の予防・処置 認知症患者の看護

	⑪ 精神障害者の看護 ⑫ 重症心身障害児者・医療的ケア児の看護 ⑬ リハビリテーション
--	---

(2) 看護師の禁止行為

看護師は本サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
その他迷惑行為

(3) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者 坪井 恵子
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 本サービス提供中、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による
- ⑥ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4) 費用

(1) 介護保険サービス（「介護予防・生活支援サービス事業」含む）

原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割・3割）が利用者様の負担額となります。

【料 金 表】

<注意事項>

- ・ 訪問看護の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険サービスにおいて、法律等により定められた利用限度額を超えたサービス利用に係る利用料金は、当事業者が別に設定したものとなり、全額が利用者様の自己負担となります。御相談のうえ、御利用ください。
- ・ 利用者様が保険料を滞納されているなどの理由により、当事業所に対して介護保険サービスに係る給付等が行われない場合、1箇月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・ 訪問看護において、利用者様の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問看護師が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

訪問看護 ご利用料金表【医療保険】

基本項目		所定額 10 割	利用料金			備考
			負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割	
訪問看護基本療養費Ⅰ 訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に 2 人の場合	※1	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	週 3 日目まで(理学療法士等は週 4 日目以降も)
		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週 4 日目以降(看護師・保健師のみ)
	※2	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円	週 3 日目まで
		6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円	週 4 日目以降
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に 3 人以上の場合	※1	2,780 円	278 円	556 円	834 円	週 3 日目まで(理学療法士等は週 4 日目以降も)
		3,280 円	328 円	656 円	984 円	週 4 日目以降(看護師・保健師のみ)
	※2	2,530 円	253 円	506 円	759 円	週 3 日目まで
		3,030 円	303 円	606 円	909 円	週 4 日目以降
訪問看護基本療養費Ⅲ		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	在宅療養に備えた外泊時 入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中 2 回
訪問看護管理療養費(Ⅰ)		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円	月の初日
		3,000 円	300 円	600 円	900 円	月の 2 日目以降
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	30 分以上週 3 日目まで 30 分未満 4,250 円
		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	30 分以上週 4 日目以降 30 分未満 5,100 円

加算項目	所定額	利用料金			備考
		負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割	
□24 時間対応体制加算	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制 (1 月につき)
□特別管理加算(Ⅰ)※3	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	特別な管理が必要な利用者が 計画的な管理を受けた場合 ※状態 (1 月につき)
□特別管理加算(Ⅱ)※4	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
□退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	入院・入所中に主治医等と共同して 在宅での療養上の指導を行った場合
□特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し 退院時共同指導を行った場合
□退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を 行った場合
□在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円	医療関係職種間で月 2 回以上情報交換を行い 利用者又は家族に指導を行った場合
□在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	関係する医療従事者とカンファレンスを行い 共同で療養上の必要な指導を行った場合
□看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
□難病等複数回加算(2 回/日)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	難病等や特別訪問看護指示書を受けて 1 日に複数回サービスを提供した場合
同一建物居住者 同一日に 3 人以上の場合	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
□難病等複数回加算(3 回/日)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
同一建物居住者 同一日に 3 人以上の場合	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	
□緊急訪問看護加算	2,650 円	265 円	530 円	795 円	主治医の指示により緊急にサービスを提供した場合 2650 円(月 14 日目まで)2000 円(月 15 日目以降)
□長時間訪問看護加算 ※5	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合(週 1 回)
□乳幼児加算	1,300 円	150 円	260 円	390 円	6 歳未満の乳幼児・幼児に対して サービスを提供した場合
□複数名訪問看護加算 ※6	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	看護師等
	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	准看護師
	3,000 円	300 円	600 円	900 円	看護補助者(※6①～③: 6,000 円/1 日 2 回, 10,000 円/1 日 3 回以上)
同一建物居住者 同一日に 3 人以上の場合	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	看護師等
	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円	准看護師
	2,700 円	270 円	540 円	810 円	看護補助者(※6①～③: 5,400 円/1 日 2 回, 9,000 円/1 日 3 回以上)
□早朝・夜間訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円	早朝(6～8 時)、夜間(18～22 時)の訪問
□深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	深夜(22～6 時)の訪問

□訪問看護情報提供療養費 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1,500 円	150 円	300 円	450 円	利用者の居住地を管轄する市区町村等の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合
□訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ Ⅱ	25,000 円 10,000 円	2,500 円 1,000 円	5,000 円 2,000 円	7,500 円 3,000 円	在宅で亡くなられた日(訪問日から 24 時間以内はⅠ)及び前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い(Ⅱ)、かつ訪問看護計画書等で同意をいただいた場合
※特定の条件を満たすことで、上記の加算項目(追加される費用)がございします。					
その他の費用	金額				備考
交通費	無料				通常の訪問実施地域への訪問
1 時間 30 分を超える訪問看護	30 分毎				4,000 円
キャンセル料	前日 17 時までまでに連絡なく、訪問した際、不在の場合及び当日キャンセルの連絡があった場合				2,000 円

※前日の午後 5 時までにご連絡を頂ければ、予定されたサービス変更・中止することができます。

この場合キャンセル料は発生しません。

- ・訪問看護医療 DX 情報活用加算を 1 月に 1 度 50 円算定致します。
- ・死後の処置 20,000 円(税抜き)
- ・利用者負担料金は月ごとに計算し、定められている負担割合にてお支払いいただきます。
- ・料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。
- ・ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月 27 日に引き落としさせていただきます。
※27 日が土曜・日曜・祝日の場合は前営業日が引き落とし日となります。

訪問看護基本療養費 ※1 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問した場合

※2 准看護師が訪問した場合

特別管理加算(Ⅰ) ※3 ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者 ② 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

特別管理加算(Ⅱ) ※4 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理

- ② 在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理 ③ 人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態にある利用者
- ④ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者
- ⑤ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者

長時間訪問看護加算 ※5 ①15 歳未満の超重症児・準超重症児

- ② 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
- ③ 特別な管理を必要とする利用者

複数名訪問加算 ※6 ①厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者

- ② 特別管理加算の算定要件に該当する利用者
- ③ 特別訪問看護指示書が交付されている利用者
- ④ 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等がみられる利用者
- ⑤ 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者(看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に限る)
- ⑥ その他利用者の状況等から判断して、①～⑤のいずれかに準ずると認められる者(看護補助者の場合に限る)

【厚生労働大臣が定める疾病等】

- 末期の悪性腫瘍 ● 多発性硬化症 ● 重症筋無力症 ● スモン病 ● 筋萎縮性側索硬化症

- 脊髄小脳変性症 ●ハンチントン病 ●進行性筋ジストロフィー症 ●パーキンソン病関連疾患
 ●多系統萎縮症 ●ブリオン病 ●亜急性硬化性全脳症 ●ライソゾーム病 ●副腎皮質ジストロフィー
 ●脊髄性筋萎縮症 ●球脊髄性筋萎縮症 ●慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ●後天性免疫不全症 ●頸髄損傷
 ●人工呼吸器を使用している状態

訪問看護 ご利用料金表【介護保険】 (予防) 5 級地 1 単位 10.70 円

基本項目		単位数	金額	利用料金			備考
				負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割	
看護師 の場合 準看護師 による訪 問の場合 90%	訪問看護	314	3,360 円	336 円	672 円	1,008 円	20 分未満のサービス 1 回あたり
		471	5,040 円	504 円	1,008 円	1,512 円	30 分未満のサービス 1 回あたり
		823	8,806 円	881 円	1,762 円	2,643 円	30 分以上 1 時間未満のサービス 1 回あたり
		1,128	12,070 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス 1 回あたり
	介護予防 訪問看護	303	3,242 円	324 円	648 円	972 円	20 分未満のサービス 1 回あたり
		451	4,826 円	483 円	966 円	1,449 円	30 分未満のサービス 1 回あたり
		794	8,496 円	850 円	1,699 円	2,549 円	30 分以上 1 時間未満のサービス 1 回あたり
		1,090	11,663 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス 1 回あたり
理学療 法士等 の場合	訪問看護	294	3,146 円	315 円	629 円	944 円	1 回あたり 20 分以上 1 日に 3 回以上訪問する場合、1 回につき 90/100 を算定
	介護予防 訪問看護	284	3,039 円	304 円	608 円	912 円	1 回あたり 20 分以上 1 日に 3 回以上訪問する場合、1 回につき 50/100 を算定 利用開始月から 12 月超えた場合は 5 単位減算（介護予防）
加算項目		単位数	金額	利用料金			備考
				負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割	
□特別管理加算（Ⅰ）※3		500	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	特別な管理が必要な利用者が 計画的な管理を受けた場合 （1 月につき） ※状態
□特別管理加算（Ⅱ）※4		250	2,675 円	268 円	536 円	804 円	
□看護体制強化加算（Ⅰ）		550	5,885 円	589 円	1,178 円	1,677 円	看護体制の要件を満たし、
□看護体制強化加算（Ⅱ）		200	2,140 円	214 円	428 円	642 円	高度な医療を望む利用者に対する
□看護体制強化加算		100	1,070 円	107 円	214 円	321 円	訪問看護体制を整え提供した場合
□初回加算（Ⅰ）		350	3,745 円	375 円	750 円	1,125 円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、 診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護 師が初回の指定訪問看護を行った場合に加算する。
□初回加算（Ⅱ）		300	3,210 円	321 円	642 円	963 円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、 診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護 を行った場合に加算する。
□緊急時訪問看護加算Ⅰ		600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	利用者の同意を得て必要に応じて緊急時訪問を行う場合
□ターミナルケア加算		2,500	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円	ターミナルケアを行った場合の加算
□退院時共同指導加算		600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活に おける指導を行い、その内容を文書により提供した場合 （退院・退所後の初回訪問時に算定）
□長時間訪問看護加算		300	3,210 円	321 円	642 円	963 円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1 時間～1 時間 30 分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行った 場合
□複数名訪問加算（Ⅰ） ※6-④⑤		254	2,718 円	272 円	544 円	816 円	30 分未満（1 回につき）看護師 2 名での訪問
		402	4,301 円	430 円	860 円	1,290 円	30 分以上（1 回につき）看護師 2 名での訪問
□複数名訪問加算（Ⅱ） ※6-④⑤		201	2,151 円	215 円	430 円	645 円	30 分未満（1 回につき）看護師・看護補助者での訪問
		317	3,392 円	339 円	678 円	1,017 円	30 分以上（1 回につき）看護師・看護補助者での訪問
□夜間・早朝加算、深夜加算 夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）・早朝（午前 6 時～午前 8 時まで）は 1 回につき所定単位数の 25%割増加算されます。 深夜（午後 10 時～午前 6 時まで）は 1 回につき所定単位数の 50%割増加算されます。							
※特定の条件を満たすことで、上記の加算項目（追加される費用）がございます。 ※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。							
その他の費用		金額					備考
交通費		無料					通常の訪問実施地域への訪問
キャンセル料		前日 17 時までに連絡なく、訪問した際、不在の場合 及び当日キャンセルの連絡があった場合					2,000 円

※前日の午後5時までにご連絡を頂ければ、予定されたサービス変更・中止することができます。この場合キャンセル料は発生しません。

※本表の表示金額は、負担割合「1割」～「3割」の場合となります。

- ・死後の処置 20,000 円（税抜き）
- ・料金の計算は、1カ月の単位合計に地域区分単価を掛けたものとなるため、料金表とは多少異なる場合があります。
- ・料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。
- ・ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月27日に引き落としさせていただきます。

※27日が土曜・日曜・祝祭日の場合は前営業日が引き落とし日となります

訪問看護 ご利用料金表【自費サービス】

1. 訪問看護（リハビリ）基本サービス

訪問者：看護師・理学療法士等	料金(税込)	備考
□平日（月～金）30分未満 09時-18時 18時-20時	5,500 円 6,800 円	1回30分未満のサービスとなります。
□土日祝日 30分未満 09時-18時 18時-20時	8,250 円 10,300 円	1回30分未満のサービスとなります。
□特別管理加算（Ⅰ） ※月額 □特別管理加算（Ⅱ）	5,500 円 2,750 円	特別な医学管理が必要な方について発生する料金となります。要件は医療保険の特別管理加算Ⅰ・Ⅱの算定条件に則ります。
□交通費	無料	状態
□キャンセル料	2,000 円	前日17時までに連絡なく、訪問した際、不在の場合及び当日キャンセルの連絡があった場合

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、月末から5日までに前月分の請求をいたしますので、10日までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、10日にお引き落としいたします）。
なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 ＜振込先口座＞ ゆうちょ銀行（支店番号 099） 当座 （口座番号 0285320） 口座名義 株式会社 サンコウホーム
口座引き落とし	御指定いただいた、次の口座から引き落としいたします。 ＜御指定の口座＞ ゆうちょ銀行（支店番号 099） 当座 （口座番号 0285320） 口座名義 株式会社 サンコウホーム
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、また、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法、老人保健法、介護保険法等、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身の機能の維持回復、要介護状態の軽減や悪化防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービス提供に努めます。

(2) その他

事項	内容
訪問看護（介護予防） 計画の作成及び事後評価	担当の責任者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

5 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

6 衛生管理等について

訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、本サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

提供した本サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

当事業所相談窓口	窓口責任者 看護師長：坪井恵子 御利用時間 9：00～17：30 御利用方法 電話（075-592-2025） 面接（当事業所1階相談室）
当法人相談窓口	窓口責任者 看護師長：坪井恵子 御利用時間 9：00～17：30 ご利用方法 電話（075-582-9888）
京都市山科区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号： 075-592-3290
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

		電話番号： 0 7 5 － 3 5 4 － 9 0 9 0	
東山区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	電話番号： 561-9187
南区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	電話番号： 681-3296
下京区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	電話番号： 371-7228
伏見区役所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	電話番号： 611-2278
伏見区役所深草支所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	電話番号： 642-3603
伏見区役所醍醐支所	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	電話番号： 571-6471

8 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（御家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者様の御家族及び当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電話番号	

緊急時や夜間帯など、時間外の対応も可能です。

24 時間対応の連絡先は、下記の①・②・③までご連絡ください。

緊急時連絡先： ① 事業所（アンカー 訪問看護ステーション） 電話番号： 075-592-2025

② 看護職員(first) 電話番号： 070-6651-5658

③ 看護職員(second) 電話番号： 070-5371-5965

7 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、本サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、本サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物紙によるも

のその他、電磁的記録を含む)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第3者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日: 年 月 日

事業者

名称・法人種別	株式会社サンコウホーム
代 表 者 名	代表取締役 上口和重
所在地・連絡先	（住所）〒607-8064 京都府京都市山科区音羽八ノ坪36-7 （電話）075-582-9888 （FAX） 075-595-2060

事業所 住 所 京都府京都市山科区音羽八ノ坪36-7

事業所名 アンカー 訪問看護ステーション

(事業所番号)

管理者 坪井恵子

説明者

氏 名

印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人

住所

氏 名

印

(署名・法定) 代理人

住所

氏 名

印

(利用者との関係:)